

# 尼崎市立大庄北中学校部活動に係る活動方針

尼崎市立大庄北中学校の部活動は、各部の責任者（以下「顧問」）の指導の下、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市立中学校部活動活動方針に則り、次の通り活動する。

## 尼崎市立中学校部活動の方針（3訂版）に基づく基本的な考え方

- (1) 学校の教育目標に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感の醸成等、教育活動の一環として実施する。
- (2) プレイヤーズ・センタードの考え方に基づき、部活動の主役を生徒としサポートしていく。そして、生徒への指導においては、体罰・暴言・ハラスメント等をいかなる理由があっても行わない。
- (3) スポーツ障害をおこさないように留意するとともに、学業との両立ができるバランスのよい生活がおくれるように実施する。また、教員が生徒と向き合う時間の確保等ができるよう、指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

## 1 尼崎市立大庄北中学校部活動指導の目的と目標

- (1) 学年・学級を離れて、共通の興味や関心を持つ者の集団の中で、豊かな人間関係を築く。  
[技術の向上を目指すだけでなく、あいさつや言葉づかい、また他人を思いやる気持ちを育てる。]
- (2) 心身ともに健全で、気力・体力ともに充実した生徒の育成を目指す。  
[ルールを守り、正しく判断・行動できる生徒を育てる。]
- (3) 部活動と学習との両立を目指す。  
[積極的に活動に参加するとともに、時間を有効に使い、意欲的・計画的に学習に取り組む生徒を育てる。]

## 2 設置部

- (1) 運動部（10クラブ）  
野球部・男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部・女子バレーボール部  
男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・女子卓球部・剣道部（男女）  
柔道部（男女）・サッカー部
- (2) 文化部（3クラブ）  
吹奏楽部・美術部・茶華道部
- (3) その他（個人登録により大会に出場する競技）

### 3 活 動

#### (1) 活動時間

- ① 平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、毎週水曜日はノ一部活デーとする。なお、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- ② 長期休業中の活動についても、学期中に準じることを原則とする。また、長期休業中等に終日練習を計画する場合、連続した活動時間は休業日の3時間程度を目安とし、適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。

(1週間の活動時間は16時間以内)

#### (2) 休養日

- ① 各部において、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。  
(平日は毎週水曜日、土・日曜日等の休業日はそれぞれに1日以上設定)
- ② 土・日曜日等の休業日に、大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て休業日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉鎖期間(8月11日～17日)及び年末年始休業期間(12月29日～1月3日)は、原則として活動を休止し、オフシーズンの確保に努める。

#### (3) その他

- ① テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則として、活動休止期間とする。ただし、中体連の総体・新人大会が間近にせまり、活動する必要がある場合は、事前に学校長と相談の上、許可を得て活動する。
- ② 早朝練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等安全には十分留意して実施する。
- ③ その他、尼崎市立中学校長会部活動申し合わせ事項による。

### 4 留意事項

- (1) 各部の指導は、原則、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)
  - (2) 活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。
  - (3) 各部は、年間計画(所定様式)、月間練習計画・報告(所定様式)を作成する。
  - (4) 各部は、年1回以上保護者会を開催する。
- ※ 顧問が転勤等で不在となった場合、当該部活動は、その年度(その時点)より活動ができなくなる場合があります。

以 上